

# 要 望 書

平成 29 年 11 月 29 日

石狩市長 田岡 克介 様

石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会

代表 安田 秀子

住所 〒061-3211 石狩市花川北 1 条 5 丁目 307

電話・FAX 74-6198

## 石狩湾新港周辺に立地する大型風力発電事業者と石狩市との協定締結について

### 要望の趣旨

石狩湾新港周辺では、エコ・パワー株式会社の大型風力発電施設が完成し、試運転が迫っています。来年には市民風力発電株式会社のものが完成予定で、あと 2 社も計画が進行中です。大型風力発電施設の営業運転が続々と開始されると思われませんが、騒音・低周波音等による健康影響、各種の事故、シャドーフリッカーなど、周辺住民や工業団地就労者へ不利益をもたらす危険性も併せ持っています。石狩市や石狩湾新港管理組合が奨励してきた事業であるので、住民と就労者の健康と安全を守るために、石狩市と風車 4 事業者との間で協定を締結し、相談窓口を設置し、確実に住民と就労者を守ることを求めます。

エコ・パワー株式会社の石狩湾新港風力発電所 3300kW、2 基が完成し、平成 29 年度中の営業運転を目指し、試運転が近々、開始される状況となりました。大型風力発電施設は騒音・低周波音等を発生し、健康影響や日常生活に支障を及ぼすことが国内外で広く知られています。また、落雷等による破損事故、火災、ブレードの損傷・落下という事故が、国内外を問わず発生しております。アイススローという、冬期にブレードに付着した氷がブレードの回転と共に周辺に落下するという事故も北国では発生します。早朝・夕方に風車の影が長く伸びることにより回転するブレードの影が建物内に入り込んだり、道路に落ち、ストロボ状に明暗が点滅するような状態が人の活動や精神状態に悪影響を及ぼすことも知られています。このように、風力発電施設の稼働は、人に対する不利益を引き起こす危険

性も併せ持っています。

石狩市は「石狩市地球温暖化対策推進計画」（平成 19 年）、「石狩市地域新エネルギービジョン」（平成 19 年）の中で風力発電事業推進を掲げております。石狩市と密接な関係を持つ石狩湾新港管理組合は石狩湾新港港湾計画の改訂を行い、「再生可能エネルギー源を活用する区域」を設定し、事業者を「石狩湾新港洋上風力発電施設の設置運営事業公募要項・審査基準」（平成 27 年）を作成し公募しました。「石狩湾新港将来ビジョン」（平成 24 年）で風力発電導入に触れ、「石狩湾新港長期構想」（平成 26 年）の中でエネルギー関連ゾーンを設定し、新港と工業団地内に風力発電施設を設置し再生可能エネルギーの拠点とする計画が示されております。エコ・パワー社をはじめとする、新港周辺で建設あるいは計画中の残り 3 事業については、上記の計画等の具体化の一端と考えられます。株式会社市民風力発電は石狩コミュニティウインドファームの環境影響評価書の中で「石狩市が定める『石狩市地球温暖化対策推進計画』に即した事業となっている」と述べています。

石狩市は、自らが押し進める事業に対して責任を負わなければなりません。石狩市を含めた周辺住民と工業団地事業所就労者が、これらの大型風力発電施設の稼働に伴う不利益を被った場合、事業者に対しこの不利益を取り除くよう、働きかける役割を担っていると考えられます。そこで、私たちは石狩市と大型風力発電 4 事業者とが協定を締結し、周辺住民と工業団地就労者が不利益を被った場合、事業者が速やかに誠意を持って確実に対応することを保障するよう求めます。また、不利益を被った住民や就労者が相談できる窓口を開設することも求めます。石狩市とその周辺が、誰もが健康で安全に生活し、働くことができる環境であり続けることを願っております。

## 要望事項

- 1 石狩市は、石狩市および周辺住民と工業団地就労者が健康で安全に生活したり働いたりできるように、大型風力発電 4 事業者と協定を締結し、周辺住民と工業団地就労者が 4 事業者の大型風力発電施設の稼働により不利益を被った場合、事業者が速やかに誠意を持って確実に対応することを保障するよう求めます。
- 2 石狩市は、石狩市および周辺住民と工業団地就労者が、4 事業者の風力発電施設の稼働によると思われる不利益を被った場合、相談できる窓口を開設するよう求めます。